



Gメッセ群馬 利用規約

※仮予約用

群馬コンベンションセンター

指定管理者 Gメッセ運営共同事業体

1. 開館日及び開館時間

- (1) 開館日 1月1日から12月31日まで
 (ただし、施設の保守点検のため、臨時に休館することがあります)
- (2) 開館時間 8:30～22:00
- (3) 利用時間

利用施設	利用時間
展示ホール	午前午後 (8:30～17:00)、午後夜間 (13:00～22:00) 全日 (8:30～22:00)、時間外 (22:00～翌 8:30)
コンベンションホール 国際会議場	午前 (8:30～12:00)、午後 (13:00～17:00)、 夜間 (18:00～22:00)、午前午後 (8:30～17:00) 午後夜間 (13:00～22:00)、全日 (8:30～22:00)、 時間外 (22:00～翌 8:30)
中会議室 小会議室 控室	午前 (8:30～12:00)、午後 (13:00～17:00)、 夜間 (18:00～22:00)、午前午後 (8:30～17:00) 午後夜間 (13:00～22:00)、全日 (8:30～22:00)
屋外展示場	全日 (8:30～22:00)
1階エントランスロビー 2階エントランスロビー	8:30～22:00 の間で自由設定 (1時間単位) ※全館利用時のみ占有利用可
2階ホワイエ	8:30～22:00 の間で自由設定 (1時間単位) ※隣接するコンベンションホール、中会議室を全面利用する 場合のみ占有利用可
3階ホワイエ	8:30～22:00 の間で自由設定 (1時間単位) ※隣接する中会議室を全面利用する場合のみ占有利用可
4階ホワイエ	8:30～22:00 の間で自由設定 (1時間単位) ※隣接する国際会議場を全面利用する場合のみ占有利用可
2階コンコース	8:30～22:00 の間で自由設定 (1時間単位) ※隣接する展示ホールを全面利用時のみ占有利用可
展望ラウンジ	8:30～22:00 の間で自由設定 (1時間単位) ※隣接する国際会議場を全面利用する場合のみ占有利用可
駐車場	24時間駐車可

※展示ホール、コンベンションホール、国際会議場は時間外利用 (22:00～翌 8:30) が可能です。

※屋外展示場は、屋内施設の利用内容により利用できない場合があります。

2. 仮予約の申し込み

(1) 受付時間 平日の 9 時から 18 時まで

(2) 受付施設等 下記期間の仮予約の申し込みを受け付けます。

利用施設・開催内容	受付可能な利用日	受付状況
※国際会議の開催のために利用する場合 展示ホール・コンベンションホール・国際会議場・中 会議室・小会議室の全てを利用する場合	2023年5月31日 まで	予約可能
展示ホールの全面を利用する場合	2022年5月31日 まで	予約可能
展示ホールの2/3・コンベンションホールの全面又は 2/3、国際会議場の全面を利用する場合	2021年11月31日 まで	予約可能
展示ホールの1/3・コンベンションホールの1/3・国際 会議場の1/2・中会議室・屋外展示場を利用する場合	お問い合わせください	
小会議室その他の施設を利用する場合		

※「国際会議」の開催、誘致をお考えの方はご相談ください。

※複数の貸出施設を利用する場合は、面積の広い施設の受付可能日が適用されます。

(例) 展示ホールの全面を利用する場合、小会議室も同時に申し込むことができます。

【参考】正式に利用承認を行った場合、以下の項目が適用されます。

(1) 利用の不承認

・次の場合は利用をご遠慮いただきます。

- ①公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき
- ②暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき
- ③施設等を破損するおそれがあると認められるとき
- ④喧騒が予想され、会場内外の秩序を乱し、又は事故の恐れがあるとき
- ⑤その他施設の管理上支障があると認められるとき

(2) 利用承認の取消し

・次の場合は利用承認を取消し、又は再利用を禁止することがあります。

- ①偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき
- ②利用承認の内容と著しく異なる目的で利用したとき、又は当施設の指示に従わなかったとき
- ③利用の権利を第三者に譲渡又は転貸したとき
- ④管理の都合上、止むを得ない事由が発生したとき

(3) 利用上の注意事項

①利用者の管理責任

- ・利用者は、常に善良な管理者の注意をもって利用するものとし、催事の運営及び催事のために必要な作業（事前準備、設営及び終了後の撤去作業を含む。）は、すべて利用者の責任と負担において行ってください。
- ・施設内外の催事来場者の整理、搬入出車両の整理、運営者用駐車場の管理及び警備員等の配置場所等については、当施設と打合せの上、当施設の指示に基づいて、利用者の責任と負担において行ってください。また必要に応じ指定警備会社を紹介します。
- ・利用者は、法令に定められた届出及びその他必要とされる書類を指定された期日までに関係諸官庁に提出し、承認を得てください。
- ・利用期間中における会場内外の秩序維持、来場者の安全確保及び清掃・ごみ処理は、利用者の責任と負担において必要な措置を講じてください。
- ・利用期間中における展示品等の管理は、利用者の責任において行ってください。
- ・催事関係者は、原則として関係者パス（体裁は自由）を着用してください。関係者パスのサンプルを、事前に当施設へご提示ください。
- ・利用者は、当施設利用権の全部又は一部を第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- ・盗難、火災、損傷に関しては、予め事故防止に必要な対策を講じてください。念のために、各種保険への加入をお勧めします。

②免責

- ・利用期間中における人身事故及び展示物・諸用品等の盗難、破損事故等については、原因の如何を問わず、当施設はその責任を負いません。
- ・天災地変、その他不可抗力、又は当施設の責に帰さない事由により生じた損害については、当施設はその責任を負いません。
- ・利用者又は来場者が施設設備、備品等を破損、紛失等したときは、利用者に損害を賠償していただきます。
- ・当施設の責に帰すべき事由により、利用者が損害を被り、利用者が当施設に対し、その損害の賠償を請求した場合は、当施設は受領する「利用料金」の範囲内において賠償するものとします。ただし、利用者の損害の内、機会損失等の得べかりし利益に関しては、当施設はその損害の責任を負いません。

③実演行為の制限

- ・コンサート、展示会等において、出展物の実演にともない危険、騒音、振動、臭気、煙等が発生すると予測される場合は、万全な防止策を講じてください。
- ・防止策を講じてもなお、施設設備を汚損又は破損する恐れのもの、著しい騒音、振動、臭気、煙をとまなう実演については、当施設の判断により、実演を中止させていただく場合があります。

(4) 禁止・制限事項

1. 危険物を持ち込まないこと
2. 施設等を適切に取り扱うこと
3. 他の来場者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる行為をしないこと
4. 職員の指示に従うこと
5. 前各号に定めるもののほか、知事が別に定める事項

上記を踏まえ、次の通り禁止事項と制限事項を設けますので、利用者はこれを遵守してください。

【禁止事項】

- ①施設、附属備品等を破損、汚損し、又は滅失すること
- ②引火物、爆発物その他危険物、衛生上好ましくないもの、又は他人に危害を及ぼすおそれがあると認められるものを持ち込むこと
- ③騒音、怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑、危害を及ぼす行為を行うこと
- ④利用承認等を受けた以外の施設に立ち入り、又は附属設備を利用すること
- ⑤汚物、紙片等を散乱、投棄し、又はみだりに物品を放置すること
- ⑥座り込み、立ちふさがり、又はねり歩きをすること

【制限事項】

下記①から⑩までに掲げる行為について、催事等の開催において必要な場合、かつ当施設が承認した場合は行うことができます。

- ①盲導犬、介護犬、聴導犬等の補助犬を除くペットを同伴して入場すること
(屋外施設を除く)
- ②定められた場所以外で喫煙、飲食を行うこと
- ③裸火を使用すること
- ④放歌、高唱、演説を行うこと
- ⑤物品、飲食物等の販売及びその他営業行為を行うこと
- ⑥物品等の無料配布、宣伝、勧誘、寄付金等の募集、署名運動などに類する行為を行うこと
- ⑦定められた場所以外で印刷物、広告物、ポスターその他これらに類するものを貼り付け、又は掲示すること
- ⑧自転車等を乗り入れ又はスケートボードその他これらに類するものを用いた遊技等を行うこと
- ⑨テントその他の仮設物を設置すること
- ⑩その他当施設が、管理上支障があると判断した行為を行うこと